

中区不発弾処理に伴う警戒区域の設定について

名古屋市中区丸の内二丁目13番12号において、令和7年2月14日（金）に発見された不発弾を処理するにあたり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により、次のとおり警戒区域を設定します。

1 日時

令和7年3月20日（木・祝）午前9時00分から不発弾処理作業完了まで

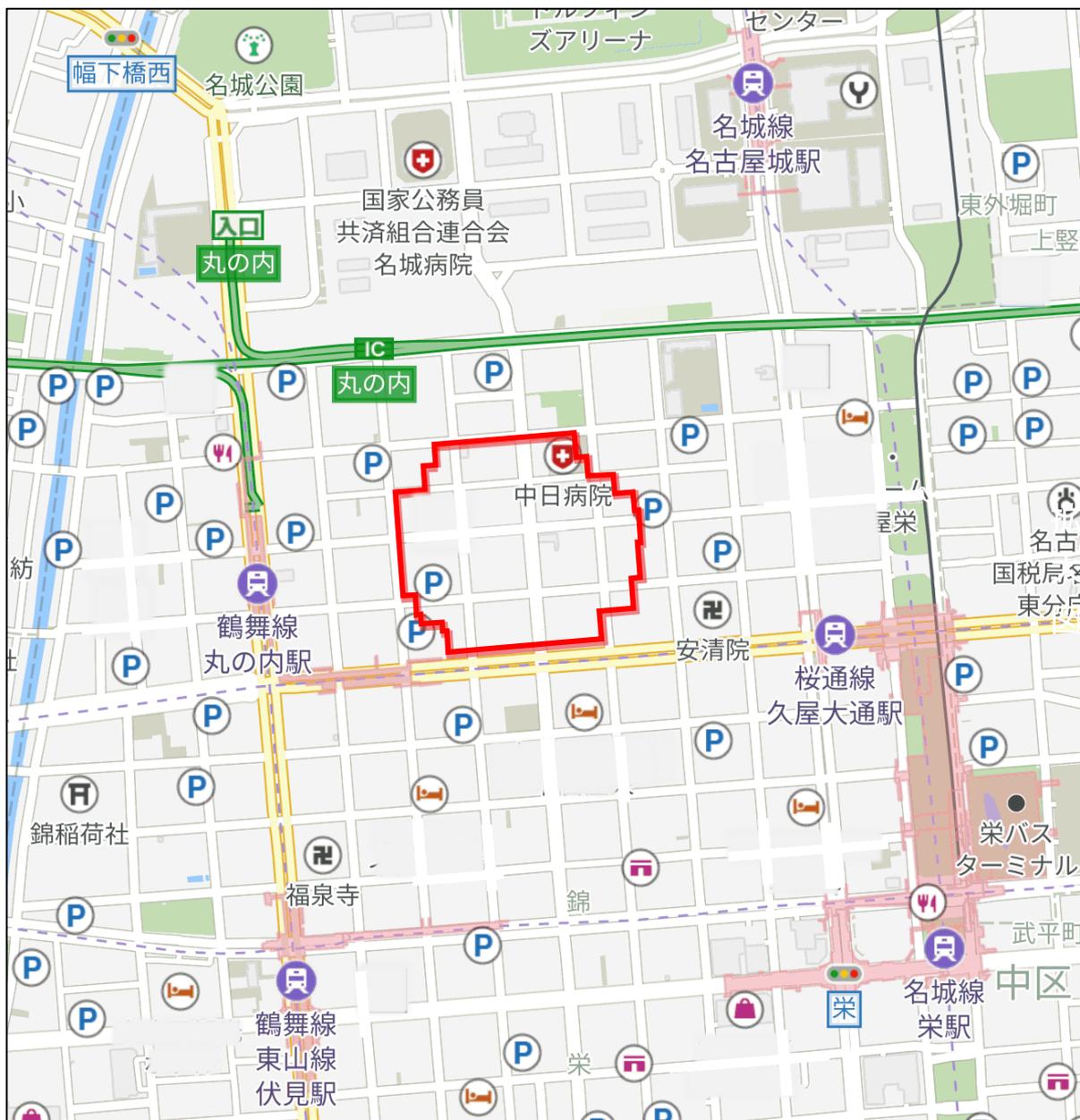
2 警戒区域の範囲

別図のとおり

3 警戒区域内の避難対象学区

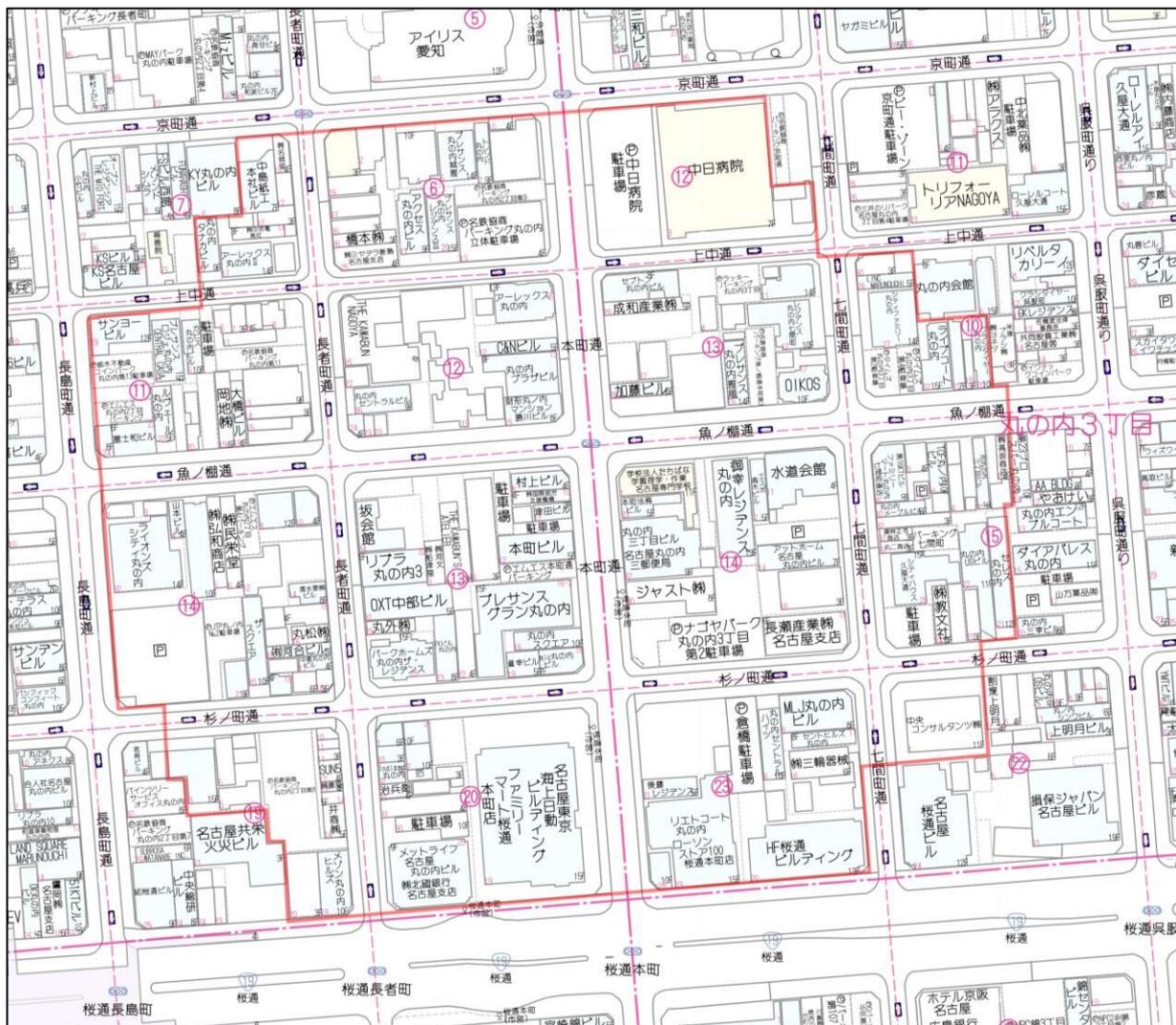
中区名城学区の一部

警戒区域図（広域）



出典：株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成

警戒区域図 (拡大)



出典：株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成